

職員懲戒審査委員会規程

〔 令和2年6月1日 〕
〔 規 程 第 1 号 〕

（設置）

第1条 この規程は、職員の懲戒処分に関し公正な取扱いを期するため、職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（委員会の構成）

第2条 委員会の構成は、委員長を企業長、副委員長を企業団事務局長とし、企業団事務局の各係長を委員とする。

（職務及び代理）

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員は、職員の懲戒処分に関する事項について、任命権者の諮問により必要な事情聴取及び審議に当たる。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は委員の過半数の出席により成立し、決議は全員一致を原則とする。

（意見聴取等）

第5条 委員長は、必要に応じ関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、事務局庶務係において処理する。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。